

各保護者様

三田市教育長

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

現在、兵庫県に緊急事態宣言が発出され、学校では一層の感染症対策を講じながら、教育活動を行っております。

つきましては、学校において感染者等が確認された場合に感染拡大を防止するため出席停止や臨時休業の基準を下記のとおりとします。各家庭におかれましても、学校内での感染拡大防止についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校で感染者または濃厚接触者が確認された場合の対応

学校で児童生徒や教職員の感染者が確認された場合、児童生徒について出席停止とします。(欠席扱いにはなりません)感染者が教職員である場合は、特別休暇の取得により出勤させないようにします。

また、児童生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも同様の取扱いとします。

2 濃厚接触者等の特定について

児童生徒や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、兵庫県が緊急事態宣言対象地域又は三田市がまん延防止等重点措置区域に指定されている期間も、この調査が円滑に行われるよう、保健所が示す一定の基準に基づき、教育委員会、学校が濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる方の特定のための調査を行います。ご協力をお願いいたします。

3 学校で感染者が確認された場合の学級閉鎖等

(1) 濃厚接触者等を特定するための臨時休業

兵庫県が緊急事態宣言対象地域又は三田市がまん延防止等重点措置区域となっている期間において、学校で児童生徒や教職員に感染が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認と濃厚接触者等の特定のために臨時休業を実施します。

ただし、消毒や感染経路の確認、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合等は臨時休業を実施しません。

(2) 感染拡大を防止するための臨時休業

「(1)」において、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、以下の通り学級閉鎖等を実施します。臨時休業の期間は、5～7日程度を目安に、感染の把握・拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

なお、感染が拡大している場合は、臨時休業期間を延長する場合があります。

① 学級閉鎖

保健所と協議の結果、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

② 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

③ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。